

令和6年神審第15号

裁 決

取締船A護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年8月16日11時01分

阪神港尼崎西宮芦屋第1区

2 船舶の要目

船 種 船 名 取締船A

総 ト ン 数 50トン

全 長 25.27メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 2,406キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備及び操縦性能

Aは、平成11年10月に進水した軽合金製取締船で、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室内前面に操縦コンソールがあり、その中央に操舵輪及び自動操舵装置、左舷側にレーダー2台、右舷側に機関遠隔操縦レバー及び機関監視表示画面、操舵輪後方に椅子をそれぞれ備えていた。

操縦性能は、海上公試運転成績表写によれば、船首喫水0.97メートル船尾喫水0.95メートルにおいて、機関回転数毎分2,230、速力30.0ノットの状態から舵角35度をとったとき、左旋回試験で最大縦距及び最大横距が、それぞれ156.9メートル及び201.2メートル、90度回頭に要する時間が14.9秒、右旋回試験で最大縦距及び最大横距が、それぞれ138.9メートル及び193.1メートル、90度回頭に要する時間が13.6秒であった。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、回航の目的で、船首0.8メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和5年8月16日10時40分阪神港尼崎西宮芦屋第1区の係留地を発し、同港大阪第3区の係留地に向かった。

ところで、Aは、令和5年台風7号から避難するため、前々日14日10時00分から兵庫県尼崎市の北堀運河にある係留地に避泊していた。

a受審人は、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、10時59分半僅か前尼崎西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から143度（真方位、以下同じ。）160メートルの地点で、針路

を228度に定め、速力を16.0ノット（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、尼崎市船出30地先尼崎沖埋立処分場西側の護岸（以下「西護岸」という。）の沖合120メートルのところを同護岸に沿って続航中、前路に流木を含む大量の浮遊物（以下「大量浮遊物」という。）を認めたので避航することとし、11時01分少し前西防波堤灯台から214度690メートルの地点に至ったとき、左舵をとると西護岸に著しく接近するおそれがあったが、同浮遊物の西方に航行に支障を生じない海域があったものの、大量浮遊物と西護岸との間に幅15メートル程度の可航域があったことから、同可航域を航過した方が航程を短縮できると思い、右舵をとって同浮遊物の西方を航過するなど、針路の選定を適切に行うことなく、左舵をとって針路を177度に転じた。

a 受審人は、針路を転じた直後、船首至近に流木を認め、慌てて左舵をとり、流木が航過したので、右舵をとったところ西護岸が間近になり、機関を後進にしたものの、及ばず、11時01分西防波堤灯台から206度760メートルの地点において、Aは、船首が138度を向き、14.0ノットの速力となったとき、同護岸に衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に破口を伴う凹損を生じ、のち修理され、西護岸はコンクリートに修理不要の擦過傷を生じ、乗組員2人が左第10肋骨骨折等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件護岸衝突は、台風通過後、阪神港尼崎西宮芦屋第1区において、大量浮遊物が存在する状況下、同浮遊物を避航する際、針路の選定が不適切で、西護岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、台風通過後、阪神港尼崎西宮芦屋第1区において、大量浮遊物が存在する状況下、同浮遊物を避航する場合、左舷側の西護岸に接近しないよう、右舵をとって大量浮遊物の西方を航過するなど、針路を適切に選定すべき注意義務があった。しかるに、同人は、大量浮遊物と西護岸の間を航過した方が航程を短縮できると思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、左舵をとり西護岸に向かって進行し、同護岸への衝突を招き、船体及び西護岸にそれぞれ損傷を生じさせ、乗組員2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月3日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明